第二十五条の十三の六第二項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同条第三項中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同条第四項中「第二十五条の十三の二第四項」を「第二十五条の十三の二第六項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二十三項」を「同条第二十七項各号に定める届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、帰国届出書、第二十五条の十三第十七項第二号又は第二十五項」に改め、「書類」の下に「第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に規定する」を加え、「、出国届出書」を削る。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「第四条の六の二第二十三項」を「第四条の六の二第二十四項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十八項」に改める。

第二十五条の十三の八第二項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第三項中「提供で、」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第五項第二号中「記載した書類」の下に「（以下この号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、同条第六項第二号中「記載した書類」の下に「（以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）」を加え、「当該書類」を「当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「提供で、」の下に「その者の住所等確認書類の提示又は」を加え、「同号」を「前号」に改め、同項第三号中「前号の書類」を「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、同条第七項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同条第十二項に次の一号を加える。

五　出国移管依頼書の提出をした者が、その年一月一日においてその者が十八歳である年の前年十二月三十一日までに当該出国移管依頼書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に前号の届出書を提出しなかつた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同日の翌日に当該未成年者口座を廃止し、法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する廃止届出事項を同項の規定により同項に規定する所轄税務署長に提供すること。

第二十五条の十三の八第二十項中「第二十二項及び第二十四項から第三十四項まで並びに第二十五条の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の三（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の六第二項の項中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同表第二十五条の十三第二十七項の項中「第二十五条の十三第二十六項第一号及び第二十九項の項中「第二十五条の十三第二十八項第一号及び第三十一項」に改め、同表第二十五条の十三第三十項の項中「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十四項」に、「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同表第二十五条の十三第三十四項の項中「第二十五条の十三第三十六項」を「第二十五条の十三の二第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十五条の十三の二第一項 | 非課税口座を | 未成年者口座を |
| | 非課税口座が | 未成年者口座が |

第二十五条の十三の八第二十項の表第二十五条の十三の二第二項の項中「第二十五条の十三の二第二項」を「第二十五条の十三の二第四項」に改め、同表第二十五条の十三の二第三項を「第二十五条の十三の二第五項」に、「第二十九項」を「第三十四項」に改め、「第三十七条の十四第十三項」の下に「又は第三十項」を加え、同表第二十五条の十三の三第一項の項中「第二十九項」を「第三十四項」に、「同条第十三項に」を「同条第十三項又は第三十項に」に改め、同表第二十五条の十三の六第二項の項中「第十九項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同表第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二十三項に規定する書類」を「同条第二十七項各号に定める届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）、帰国届出書、第二十五条の十三第十七項第二号又は第二十五項に規定する書類、第二十五条の十三の二第一項後段又は第二項前段に、「第二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第八項に規定する書面、同条第十二項第二号」に、「の届出書」を「又は同条第二十六項の届出書、同条第二十項において準用する第二十五条の十三の二第一項後段に、

| | |
|---|---|
| 申請書、書類 | 申請書、書面 |

を

| | |
|---|---|
| 申請書、書類 | 申請書 |

に改め、同表前条第一項の項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十八項」に、「第三十七条の十四の二第三十項」を「第三十七条の十四の二第三十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十二項及び第二十四項から第三十四項まで並びに第二十五条の十三の二」を「第二十四項及び第二十六項から第三十六項まで並びに第二十五条の十三の二（第二項、第三項及び第七項を除く。）、第二十五条の十三の三及び第二十五条の十三の五」に改め、同条第二十六項及び第二十七項を次のように改める。

26　未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合にその者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以後には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

27　未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（その者が当該出国の日の前日までに出国移管依頼書を提出して、基準年の一月一日前に出国をした場合を除く。）には、その者は、当該出国の時に法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなして、同条第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。

第二十五条の十三の八第二十八項を削り、同条第二十九項中「第二十七項」を「法第三十七条の十四の二第二十九項」に、「同条第七項」を「第二十五条の十の十第七項」に改め、同項を同条第二十八項とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第二十五条の十三第六項 | 第三十七条の十四第五項第二号ロに | 第三十七条の十四の二第五項第二号ロに |
| | 次に掲げる | 法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る |